

第2回美里町総合教育会議議事録

日 時 平成27年11月27日(金曜日)午前10時開議

場 所 美里町役場本庁舎3階大会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会委員長	後 藤 眞 琴
教育委員会委員	成 澤 明 子
教育委員会委員	留 守 広 行
教育委員会委員	千 葉 菜穂美
教育委員会教育長	佐々木 賢 治

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	伊 勢 聡
総務課秘書室総合調整係長	伊 藤 博 人

意見聴取者

子ども家庭課長	安 部 直 司
子ども家庭課参事	奥 山 俊 之
教育委員会次長 兼教育総務課長	渋 谷 芳 和
教育総務課長補佐	寒河江 克 哉

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 美里町総合教育会議の公開及び傍聴に関する規程(案)について(継続協議)

(2) 「放課後児童対策」における教育委員会と町長部局の連携について

(3) 美里町学校再編ビジョンについて

第4 その他

第5 閉 会



午前10時 開会

日程第1 開会

総務課長（伊勢 聡） 皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第2回美里町総合教育会議を開催させていただきます。

日程第2 挨拶

総務課長（伊勢 聡） 初めに、相澤町長から御挨拶を申し上げます。

町長（相澤清一） どうも皆さん、おはようございます。きょうは後藤委員長さん初め教育委員の皆様には御多忙のところ御参集をいただきまして、感謝を申し上げさせていただきます。また、昨日は戦争被爆者体験講演会ということで、各中学生、全校生徒が集まりまして、非常に有意義ないい話だったなと思っております。中学生がどのように感じたかは別にしまして、非常にこれからの子供たちのことを考えるといい講演会だったなと思っております。これからもああいう講演会なら何回かやっても非常にいいのかなと思っております。

また、常日ごろから本当に多難な教育行政に関しまして御協力、御尽力を賜っていることに改めて感謝申し上げます。

また、先月、8月には再編ビジョンの町民懇談会ということで、本当に教育委員の皆さんにはいろいろと大変御苦労さまでございます。

きょうは第2回目の教育会議となります。本日は、前回に引き続き総合教育会議の運営に関するルールについての御確認をいただきまして、その後子ども家庭課から教育委員会事務局との事業の連携について御協議をさせていただきたいと思っております。その後、教育委員会から学校再編ビジョンについての資料をいただいておりますので、現時点での策定状況や今後どのように進めていくかなどお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

本日の会議がスムーズに進むように御協力をお願い申し上げます。簡単でありますけれども挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。御苦労さまでございます。

総務課長（伊勢 聡） 続きまして、後藤教育委員長から御挨拶をお願いいたします。

教育委員長（後藤眞琴） 皆さん、おはようございます。

総合教育会議の2回目でございますが、この総合教育会議によって町長部局と教育委員会が連携を深め、美里町の教育基本方針の理念の実現に向かって努めていくようになることを期待します。きょうはよろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

初めに、本日の議事録署名委員の選出について、事務局のほうからお諮りさせていただきたいと思います。

本日の会議における議事録の署名につきましては、後藤教育委員長、成澤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

本日は、事務局のほか、町長部局からは協議事項の2番目について御説明申し上げます子ども家庭課長の安部と参事の奥山が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

日程第3 協議事項

総務課長（伊勢 聡） それでは、早速ではありますが、協議事項に入りたいと思います。着座して進めさせていただきます。

初めに、協議事項の1点目、美里町総合教育会議の公開及び傍聴に関する規程について、事務局から御説明申し上げます。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） それでは、私のほうから協議事項1点目、美里町総合教育会議の公開及び傍聴に関する規程（案）の修正及び傍聴者定数について資料を御説明させていただきます。着座したままで失礼いたします。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、前回第1回目、5月14日の総合教育会議において、総合教育会議運営における確認事項という議題の中でこちらの規程を御提案させていただいたところでございます。そちらの規程案の中の第4条の部分で、会議に御参加いただいた皆様から、こちらの資料1の項目1番目についての御意見をいただきました。

そして、1回目の提案では、こちら第4条の第2項、「必要に応じて会議を傍聴できる者の定員を定め」ということで御提案させていただいたところではありますが、こちらの「必要に応じて」という表記が拡大解釈される余地があるのではないかという御指摘がございました。また、こちらの条項の次の第3項の部分との矛盾点も指摘されたところがございます。

それで、今回再度修正案として御提案させていただくものが、こちら資料1の項目2番目となります。こちら、簡潔に表で修正前、修正後ということで表記させていただきました。そして、こちらの第4条につきまして、今回修正して再度御提案させていただきたいという部分に

つきましては、こちらの第2項です。前回の「必要に応じて会議を傍聴できる者の定員を定め」という部分を、「必要に応じて」という部分をまるきり変えまして、「会議の規模に応じて会議を傍聴できる者の定員を定めるものとする」として、3項を削除というシンプルな構成として再提案させていただきたいと思います。

そして、こちらの規程(案)に基づいて、次のページを御覧いただければと思います。その規程に基づいて、こちらの会議の中で決めるルールといたしまして、今回事務局案といたしまして、総合教育会議の開催場所については、本日開催しております美里町役場本庁舎3階大会議室、こちらで総合教育会議を行うというのを1点目の前提として御提案させていただきます。

2番目、上記会場、こちらの会場における傍聴者定数ですが、机と椅子をセットできる部分、12人分御用意できます。あと、本日ほかにも椅子だけの部分で10脚程度御用意しておりますが、基本的な傍聴者定数は12人とする。

3番目の御提案といたしまして、あらかじめ傍聴者が多くなるであろう議題等、ある場合が想定されることもあるかと思えます。そのようなやむを得ない理由でこちらの会場、役場本庁舎3階大会議室以外の会場で総合教育会議を開催する必要がある場合には、あらかじめ町長及び町長だけでなく教育委員会と調整した上で、傍聴者定数を改めて定めることとするというのが、今回の事務局の提案でございます。

こちらにつきまして、皆様から御意見をいただければと思います。以上でございます。よろしくお願いたします。

総務課長(伊勢 聡) ただいま事務局から説明がありました今回修正の御提案をした箇所及び会議のルールにつきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。お願いたします。後藤委員長、お願いたします。

教育委員長(後藤眞琴) 座ったままで失礼します。

4条の第2項目なんですけれども、この「町長は会場の規模に応じて会議を傍聴できる者の定員を定めるものとする」なんですけれども、教育委員会で協議しまして、「会場の規模に応じて」これを削除して、「町長は会議を傍聴できる者の定員を定めるものとする」と、もっとシンプルにして、それで修正前の第3項目、それを復活させてそのまま入れるというふうにしたらどうかというのが教育委員会のみんなの意見でした。

総務課長(伊勢 聡) ただいまの御意見でございますが、修正後の第4条2項について、「町長は傍聴できる者の定員を定めるものとする」と。そして、修正前の第4条第3項を復活させてはいかがかということでございます。事務局お願いたします。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） ただいまいただいた御意見につきまして、あらかじめ何パターンかですね、うちの町の法令担当のほうと、こういう意見が出た場合というのは想定はしておりました。それで、今委員長さんのほうから、教育委員会のあらかじめこの資料を見た上での御意見ということでいただいた部分、4条第2項「町長は、会議を傍聴できる者の定員を定めるものとする」、単純に定員を定めるという形の規定。それで、あと3項ですね、1回目のときに委員長のほうから御指摘もありましたが、傍聴のほう、「定数を定めるに当たっては、より多くの者が傍聴できるように配慮するものとする」、こちらの部分を、今回私の事務局案では削除の御提案でしたが、そこはそのまま生かすという形で間違いはないでしょうか。

教育委員長（後藤眞琴） はい、そのとおりです。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） 条項的にも、あらかじめ何パターンか想定はして、いろいろ御相談及び調整はしておりましたが、それで問題ないかと思えます。

それで、こちらの会議の場で皆様が御了承いただけるような形であれば、あと今暫定で規程（案）という形で運用している部分を正式に規程としてしかるべき調整をとらせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいま後藤委員長から御意見がございました修正後の第4条2項につきましては、「町長は、傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員を定めるものとする」。また、修正前の第4条第3項を復活させるという意見で、こちらで皆様に御意見、いかがか求めたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（伊勢 聡） それでは、御異議がないようでございますので、ただいまの意見のとおりに決定いたしたいと思えます。

次に、協議事項の2点目、「放課後児童対策」における教育委員会と町長部局の連携について、子ども家庭課から説明をお願いいたします。

子ども家庭課参事（奥山俊之） 子ども家庭課参事の奥山でございます。着席にて御説明させていただきますことを了承お願いいたします。

平成26年でございますけれども、7月31日に文部科学省、そして厚生労働省のほうから、放課後子ども総合プランについてというような文書が発せられております。

それで、これは何かと申しますと、まず平成19年度から実施しておりました放課後子どもプラン、いわゆる放課後の子供たちをどのように育成するかというようなところでございますが、それについて事業を実施してまいりましたけれども、放課後児童クラブと放課後子供教室を

別々に行くなど、連携ができなかったというようなところがございます。そのため、今回新しく放課後子ども総合プランというものを国のほうで策定いたしました。そして、それに基づきまして、放課後子供教室及び放課後児童クラブを一体的に運営していくのが望ましいだろうというようなことをうたっております。

それで、美里町では現在どのような状況になっておるかとお申しますと、お手元の資料でございますけれども、資料2のほうでございます。こちらのほうに現在美里町で行っております放課後児童クラブ、それから放課後・週末支援事業というようなものの実情を明記させていただいております。

放課後児童クラブ、これは子ども家庭課が所管しておりますが、こちらのほうは放課後、保護者が仕事などにより家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を基本としています。

現在は5つの放課後児童クラブがございまして、その中の形態といたしまして、学校の余裕教室や隣接施設での運営ということで、不動堂放課後児童クラブ、これは不動堂小学校の敷地内でございます不動堂児童館、こちらのほうで行っております。さらに、北浦小学校の余裕教室を利用いたしました北浦放課後児童クラブ、この2つが学校の余裕教室もしくは隣接施設での運営という形で行っております。そのほかに、牛飼放課後児童クラブ、青生放課後児童クラブ、南郷放課後児童クラブにつきましては、おのおの児童館を会場に運営を行っております。

放課後・週末支援事業といたしましては、放課後子供教室のほうでございますけれども、こちら平成20年から25年度まで、従来の放課後子どもプランに沿って展開してまいりましたけれども、全学区一律の事業では地域の実情にそぐわないという意見ですとか、授業時間が増えたこととか、そういうことによりまして、事業遂行が困難になりまして、現在は協働教育支援推進事業というような形で行っております。

先ほど申しました放課後子ども総合プランでございますけれども、これは2ページ目でございます。こちらのほうの目的・趣旨でございますが、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めると。これを国のほうで目的としております。

この目的に沿った内容のものをおのおの市町村におきまして、放課後子ども総合プランというような形で、私ども美里町におきましても美里町子ども・子育て支援事業計画のほうに掲載しております。

この間で市町村の役割、体制というようなところでございますが、運営委員会を設置いたしまして、教育委員会と福祉部局、これが連携を強化し、つまり放課後子供教室だけ、放課後児

童クラブだけというような全く別々な形では、全ての放課後児童を対象とした健全育成ということには結びつかないというようなことで、それを統合して一体的に運営をしていくものではないかというようなところでございます。

その中で必要となりますのが、資料2の補足資料のほうでございますが、放課後子ども総合プランについて、これがその設置事業説明会がありまして、その中で示されたものでございませうけれども、こちらを1枚おめくりいただきまして、放課後子ども総合プランの全体像という部分があります。こちらのほうは平成26年7月31日策定というようになっておりますが、まず学校の施設を徹底活用した実施促進というふうになっております。

さらに、今少子高齢化が進みまして、だんだん子供の数が少なくなっていくと。その中で学校の再統合ですとか、そのようなものも必要になってきているというふうなことでございますが、そうしますと余裕教室が発生するであろうというふうなことが前提になっております。その中で、その余裕教室を利用した放課後児童クラブ、放課後子供教室、こちらのほうを展開してほしいというふうなところでございます。つまり、子供にとりまして一番安全なのは、放課後、同じ学校の中で過ごすということが一番安全ではないかというふうな考え方に基づくものでございます。それが一体型というふうなものでございますけれども、後で目的は全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごすと、そういうような環境を整えようではないかというふうなところでございます。

それで、現在、美里町では放課後児童クラブにつきましては、先ほど申し上げましたが子ども家庭課が主担当課となりまして現在展開しております。それで、放課後子供教室につきましては、まちづくり推進課が中心となって行っておりますが、これにさらに今回の放課後子ども総合プランの全体像の中でうたっております学校施設の徹底活用、こちらのほうの実施を促進していくというふうなことで、総合的に放課後の子供をどのように育成していくかということをおもひを教育委員会も含めて、教育委員会と私ども福祉部局とが連携を強化して、ともに考えていこうではないかというふうなところでございます。

そして、そのために、これから学校再編のビジョンをお示しいただけるようでございますけれども、そちらの中で実際には、今余裕教室というものができるのかどうか。そして、その余裕教室を使用しての放課後子供教室、放課後児童クラブ、そちらのほうを行うことについての是非、それについて教育委員会のほうでも御検討いただければというふうなところでございます。

この両事業を一体的に行う場面といたしましては、3ページの5番目ですけれども、学校の

余裕教室を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取り組みの推進。放課後児童クラブの児童を含めた全ての児童を対象として、充実した学習体験プログラムを提供する。つまり、放課後子供教室の中には、放課後児童クラブの子供たちも参加しまして、一緒に同じ学習体験プログラムを行いまして、その終了後、放課後児童クラブとしての活動に戻るといようなのが、これが一体型の考え方でございます。

さらに、連携型というようにも挙げられますが、これは例えば学校で放課後子供教室を行い、そしてその後児童クラブの子供たちは、現在運営を展開している施設に行きまして、親御さんが迎えに来るまでそちらのほうで過ごしてもらおうというようにもございまして。

それで、今回お示しさせていただきました例でございますけれども、こちらのほうも非常にいろんな例がございます。実際、学校の余裕教室を利用した部分、いろんな事業の展開例でございますが、こちらのお手元でございます補足資料でございますが、子供と地域を元気にする余裕教室の活用。これは文科省の施設助成課というところで作成したものでございますけれども、こちらのほうには余裕教室の部分放課後児童クラブとして改修したもの、それから放課後子供教室として利用しているもの、さらには保育所ですとか社会福祉施設、そのようないろんな転用の仕方というように例が示されています。

美里町におきましても、これから子供が減っていくという中で、学校の余裕教室を利用することが、非常に施設の利用の仕方から考えましてもこれはよろしいことではないかというようにもございまして。そのために、実際教育委員会の御協力も得ながら、この事業を展開していかなければならないというようにもございまして、今回御提案させていただいたわけでございます。以上です。

総務課長（伊勢 聡） ただいま資料2について、子ども家庭課参事から説明がございました。

説明の内容について、何か御意見等ございますでしょうか。

町長（相澤清一） 今、説明を受けた中だと、子ども家庭課と教育委員会と一緒にやらなければならない、対応しなければならないという解釈でいいんですね。

総務課長（伊勢 聡） それでは、奥山参事。

子ども家庭課参事（奥山俊之） 私どもはそのように考えております。あくまで、例えばこの総合教育会議を活用しまして、実際のプログラムではございますけれども、町としてそもそも放課後の子供たちをどのように育成していくかと、そういうことを御審議、町として、町長部局、だから教育委員会に持っていくということではなくて、その辺が一緒にやって、美里町として放課後の子供の育成をどのように考えていくかということが趣旨になるというふうに思っ

ています。

総務課長（伊勢 聡） 町長、よろしいでしょうか。

町長（相澤清一） はい。

総務課長（伊勢 聡） それでは、そのほかございませんでしょうか。教育長。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） このことについて、事前にこういった内容の話し合いが今日の会議でありますということを連絡いただきまして、教育委員会では早速、定例会で協議をさせていただきました。

それで、そのときには次のような話になったわけですが、基本的には美里町の子供です。ので、全ての子供が将来美里を背負う大変大事な子供であると。ですから、子供の教育については、教育委員会でも、町長部局であろうが、これは別々にするものでもない。やはり全ての面から子供たちを育てていくという、そういった大きな観点で話し合いをさせていただきました。

それで、今いろいろ御提案をいただいたのですが、大変素晴らしい内容なんですけれども、全ての児童ということ、これはかなり、児童数も千何百人と美里にはいますが、それらの子供を全部もちろん対象にしなくてはいけないんですけれども、もう少し事前に、その2ページにありますけれども市町村の体制、役割。いわゆるこの放課後子ども総合プランを推進するに当たって、どういうふうにやっていったらいいのか。運営形態ですね。教育委員会と福祉部局、当町でいえば子ども家庭課、あるいはまちづくり推進課と連携強化をする、これは大変大事なことであります。それで、その関係課と教育委員会がその総合プランを推進するに当たってどういうふうに運営していったらいいのかと。その会が運営委員会だと思うんです。それで、現段階でこの運営委員会というものに教育委員会で出席をして協議をしたとか、そういうことはまだやっていない段階、未設置ですね、実際。そういった段階で、具体的にどういうふうに持っていったらいいのか。例えば、放課後の学力向上対策の可能性はあるのかなのかと、教育委員会で確認してくださいということでここに書いてありますけれども、ここで可能性がありとばかり言いたいところですが、そこまで教育委員会では協議できませんでした。次のことについて、もう少し具体的なものがないと、教育委員会としては、特にこの3点について可能性がありとばかりか、是非についてこう思いますとか、そういった回答はできないのではないかという、そういった話し合いを教育委員会でさせていただきました。

今後、関係課ともう少し協議をして、そして前向きに、子供のためにどうあったらいいのか考えていかななくてはならないという教育委員会の方針であります。

以上です。もしあと、何か委員長のほうから補足があればお願いしますけれども、一応事務局、教育長が申し上げました。

総務課長（伊勢 聡） わかりました。それでは、ただいま教育長から御意見がありましたことに、教育委員会としての補足事項がございましたらお願いいたします。

教育委員長（後藤眞琴） 特にありませんけれども、まず運営委員会というものをつくって、そこで話し合わなければならぬのではないかという感じはしております。

総務課長（伊勢 聡） わかりました。それでは、事務局から、子ども家庭課のほうで、何かただいまの御意見に対して回答がございましたらお願いいたします。

子ども家庭課参事（奥山俊之） おっしゃるとおりでございます。実際まだその運営委員会を行っておりませんので、こちらにつきまして、従来であれば、連携、連携といいますが放課後子供教室と放課後児童クラブの連携というようなことになってしまいますので、まちづくり推進課と子ども家庭課というようなことの連携という形になりますけれども、それにさらには教育総務課のほうからも参加いただきまして、その3者で事業プランもございませぬけれども、それから学校の余裕教室等、そちらのほうも利用させていただくようにしての事業展開、そういうのを進めていければと思っています。

そして、美里町子ども・子育て支援事業計画におきましては、一体型及び連携型とも、これを平成29年度頃から行いたいというふうに位置づけをしています。それで、29年度からというふうにいたしましたのは、当然その前に打ち合わせ、今の運営委員会ですとか、それから実際に余裕教室等が発生しそれを使用することが可能であれば施設の改修等も必要になってくるかと思われまふ。それまでの準備期間等も含めて、一応2年間というところを考えまして、平成29年度ごろからというふうに事業計画のほうには位置づけさせていただいております。

総務課長（伊勢 聡） ただいま子ども家庭課からお話のあったことについて、委員の皆様から御質問等あればお願いいたします。町長。

町長（相澤清一） 今、事務局から説明がありましたけれども、29年度からと。今、皆抱えている問題はいろんな要望が来ているので、やはりその運営委員会をつくるにあっても、やっぱり実効性のあるものをつくる。やっぱり早急に対応しなければいけないから、できるだけその対応は早くするべきだと思っています。そして、実効性のあるものにするために、どこが中心になんだか、これは3者で一回集まって決めてもいいんだろうけれども、その主体的なところがどの部署だか、それをやっぱりしっかりと決めておかないと、連携をとってしっかり決めておかないと、やっぱり前になかなか進まないから、三者三様でやるとたらい回してみたいなや

り方をしたのではわからないから、しっかりとその方向性は早急に決めて、それですできるだけ早く、やっぱり御父兄の方も非常に期待しているところだし、非常に懸念されていることだから、これは早目をお願いをしたいと思っております。私のほうからは以上です。

総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいま教育委員会、そして町長部局から説明を申し上げましたが、結論といたしまして、実効性のあるものを早く計画して実行するというところでございますので、まずもって運営委員会等を早く設置して、町長部局の子ども家庭課、まちづくり推進課、そして教育委員会教育総務課のほうの担当レベルで早急に話し合っ、町長が申したように、まずどこが中心になってその方向性を早く決めていくのか、その辺について早急に検討していただきたいというふうに取りまとめたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（伊勢 聡） それでは、以上で2点目の審議を終了させていただきます。

次に、協議事項の3点目でございます。美里町学校再編ビジョンについてに入りたいと思います。

初めに、資料について、教育委員会から御説明をお願いします。委員長。

教育委員長（後藤眞琴） 寒河江補佐から説明していただきます。

総務課長（伊勢 聡） 寒河江補佐、お願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） 教育委員会教育総務課の寒河江と申します。委員長より資料の説明の御指名がございましたので、説明させていただきたいと思っております。座っての説明をお許しいただきたいと思っております。

それでは、本日お配りの美里町学校再編ビジョン（案）、この資料を説明させていただきます。

1ページ目に目次がありまして、2ページ目からはじめにと書いておりますが、3ページ目にこれまでの経緯がございますので、これから御説明いたします。

美里町教育委員会は、平成24年から学校環境整備の必要性を協議してまいりました。そのためには、教育委員会の諮問機関を新たに設立し、美里町学校教育環境審議会に5つの事項を諮問させていただきました。学校教育環境審議会におきましては、24年8月から26年3月までにわたりまして、延べ会議を13回開催していただき、平成26年3月に教育委員会に対してその諮問事項に対する答申をいただいたところでございます。教育委員会といたしましては、いただいた答申の内容を尊重するという基本的な立場に立ちまして、26年度から継続して協議をして

まいったところでございます。

なお、平成27年度からにつきましては、この環境整備にかかわる中で、大切なものはやはり学校の再編ではないかという立場に立ちまして、学校再編ビジョンのほうにつきまして中心的に話を進めていったところでございます。

なお、この学校再編ビジョンにつきましては、平成27年度の施政方針にも、今年度12月をめどに示すということが明記されているところでございます。

こういった中で、教育委員会ではこの協議なり調整を進めたところでございますが、4ページ、5ページにあるのは、環境審議会からいただいた答申内容をまとめたものでございます。この部分の説明は割愛させていただきたいと思っております。

また、教育委員会としましては、平成27年2月に保護者に対するアンケートを実施させていただきまして、保護者の方々が学校再編についてどのような意見なり考えをお持ちなのかということ进行调查させていただきました。その結果が6ページの上段の部分に書いてあります。小学校、中学校おのおのについての結果を書いてあります。この部分についても、書面をもって説明は割愛させていただきます。

また、今年度入ってからでございますが、それでは教育委員会で今まで話してきたことの骨子をつくった上で、住民の方々及び保護者の方々にも意見をいただくための場を設けようということで、平成27年8月に意見交換会を3日間行わせていただきました。その3日間につきましては、住民の方、保護者の方、全ての町民の方々を対象に行ったわけでございますが、教育委員会が考えているほどの人数が集まりませんでした。それを受けまして、再協議を教育委員会でした結果、保護者の方の参加者が少なかったものですので、11月に改めて保護者の方を中心とした意見交換会を再度行っていきたいということで決定しまして、11月になってから3日間、また意見交換会をしたところでございます。

その意見交換会の意見とか要望をまとめたものが6ページの下段のところになっております。これについても、書面をもって確認していただくということで説明は割愛させていただきます。

こういったこと、環境審議会からの方針、また保護者からのアンケート結果、また意見交換会での住民、保護者の方の意見、その3つのことをもとにしまして、教育委員会の定例会などでこの学校再編ビジョンについてまとめさせていただきました。保護者への意見交換会の際の骨子とは若干異なることがあるかもしれませんが、教育委員会で今現在考えているビジョンの案は7ページ、8ページ、9ページに書いてあることでございます。このことについては若干説明させていただきたいと思っております。

教育委員会としましては、学校の再編については再編せざるを得ないという立場を教育委員の全ての総意として確認しております。その立場でもって話し合いを進めてまいりましたし、住民の方の意見も聞きました。

それに基づいて出てきたのが、7ページにあります小学校のハード面の考え方でございます。内容について読み上げます。現在、6校である小学校を将来的に1校にせざるを得ない状況が到来することを視野に入れて考える必要があるというのが前段でございます。ただし、経過措置としまして、現在の6校を中学校区に1校ずつ、ですから3校になります。小牛田中学校区、不動堂中学校区、南郷中学校区のおおの1校ずつの3校にできるだけ早く再編することが望ましいというような今現在の教育委員会の考え方をお示しております。

その理由につきましては、右側に書いてあるとおりでございます。これについては、答申書でいただいた内容または意見交換会のほうでいただいた意見、あとはアンケートからいただいた意見などをもとにしております。

その下段のほうには、既存の校舎を使用するのかどうかというものまでの結論はまだ出ていません。これについては、今後も保護者や住民の方々とも十分な話し合いが必要であるということも考えております。

次に、8ページになります。中学校の件でございます。内容の部分を読み上げさせていただきます。現在の3校を1校にできるだけ早く統合することが望ましいということでございます。これにつきましては、小牛田中学校、不動堂中学校、南郷中学校、おおのについて環境審議会からいただいた答申にあるような1学年3学級以上というような学級編制は今後も難しいというような状況にあります。そういったことも含めまして、3つの中学校を1つにすべきだということの意味で書いております。

理由のほうには、そのおおのの項目が書いてありますが、理由の4つ目でございます。美里町が誕生して今年で10年となり、旧小牛田町、旧南郷町というような言葉がいまだにありますけれども、町民の一体化というような意識からも、中学校の統合、再編というのが必要ではないかというのが教育委員会の今の考え方でございます。

ただし、小学校でも申し上げましたが、校舎を改修した上で使用するのか、または新設する必要があるのかということにつきましては、今後も十分に話し合いをしなければいけないと。また、当然のことながら費用がかかるものですので、町の財政とも相談しなくてはならないということも、教育委員会でも確認しております。

9ページ目でございます。

建物の部分ではなく、教育の効果を上げるソフト面でございます。小中学校の共通として、2つの事項を挙げさせていただいております。

1つ目としましては、全学年30人未満学級の編制を目指すということでございます。これについては、今現在国の学級編制基準は40人学級でございます。ただし、小学校1年生につきましては35人学級を実現しているところでございますが、宮城県においては小学校2年生、中学校1年生においても35人学級の弾力化を図っております。美里町教育委員会としましては、それを一段、二段上をいく全学級30人未満学級を目指すということでの確認をさせていただいております。

また、学習形態の多様化によりまして、少人数指導の実施もあわせて行いたいということでございます。これにつきましては、学習の習熟度によりまして、同じ授業をするのではなく児童一人一人の学力状態に応じてきめ細やかな指導が実現されるように少人数指導を実施したいというようなものでございます。これにつきましても、新たに美里町独自で教員を採用しなければならないなどの問題もございますので、これについても費用等について、町と相談、協議をしていかなければならないということを確認させていただいております。

それで、今教育委員会で目指そうとしているものを具体的に示したものが10ページでございます。再編に係る人的な配慮、または具体的なスケジュール、または保護者への周知などが書かれております。

また、最後には表で、実施期間としまして、それでは中学校の再編、小学校の再編をするものの各年度の計画などを表にあらわすとどのようになるのかということを示すのが10ページからの表でございます。小学校におきましては、28年度に説明を行って、平成33年度以降に設計なりを行った再編工事を行うというような形になると。また、中学校においては、28年度以降、説明や協議を行いながら、30年ごろに方針を決定し、31年、32年度にその計画を実現するための設計や工事などを行ったらどうかというような案でございます。これにつきましては、まだ教育委員会内部での案でございますので、今後この教育総合会議の場を通じまして、町長とも協議を進めていきたいと考えておりますし、また先ほどから何度も言っているように費用がかかるものですので、その費用といったものも町長部局の担当課と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

11ページは資料編となっておりますが、これについては今まで協議を進める中で出てきた資料を今後つけていきたいと考えているところでございます。

以上、資料の説明でございました。

総務課長（伊勢 聡） ただいまの説明について、何か御意見や御質問等はありませんでしょうか。町長。

町長（相澤清一） 今、学校再編ビジョン（案）が示されまして、大変御苦労さまでございます。

これと連動して、環境整備答申書、審議会から3月18日に今年度答申書が出ましたけれども、これの最終的な教育委員会で決定して、その策定をしているのかどうか、まず1点。

それと、私はこれと環境整備の方針と連動していなければいけないと思うんですよ。やっぱりしっかりと連動しながら、そこで環境整備方針がこのように決まったからこのような再編ビジョンがあるんだよと、そういうようなことを教育委員会として議論していただいたのか。その辺しっかりと議論して方向性が出たのか。その辺が1点。

それから、この学校再編ビジョンがもし、案ですけれども、それがある程度固まったら議会への報告はいつどのような形ですか。

それから、今後当然パブリックコメントをするんでしょうけれども、いつの時点でパブリックコメントがなされるのか。その辺、まずお聞きしたいと思っております。

総務課長（伊勢 聡） ただいま、町長から大きく3点につきまして質問がございました。回答のほうを教育委員会からお願いいたします。教育委員長。

教育委員長（後藤眞琴） まず、第1点は何でしたか。

総務課長（伊勢 聡） 環境整備基本方針との関係ですね。

教育委員長（後藤眞琴） これを今日上げました再編ビジョンの2ページ目に、ローマ数字の
のところの美里町学校教育環境整備の基本理念と、これはここにありますように、これが環境整備方針なんですけれども、この理念を教育委員会の各委員で共有をしまして、それを踏まえて再編ビジョンの案をつくったわけです。

ですが、この整備方針という形でまだ明文化しておりませんので、これから明文化するように、この再編ビジョンを案をとる間に協議していきたいと思っております。

あと、2点目は。

総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいまの1点目からちょっと整理をしたいと思いますが、今、町長の質問に対して後藤委員長から、まず学校環境整備基本方針についてはまだ明文化していないので、これから作成するということでもいいでしょうか。

教育委員長（後藤眞琴） はい、そのとおりです。

総務課長（伊勢 聡） わかりました。

それでは、2点目の質問の回答をお願いいたします。（「2点目は何ですか」の声あり）2点目については、基本方針と環境、学校再編ビジョンのかかわり合いなんですが、このことについては議論したのかということだと思いますが。

教育委員長（後藤眞琴） それは先ほど説明しましたように、この協議をして、共通理解に至って、それを踏まえてこの再編ビジョンの案をつくってきたわけです。

総務課長（伊勢 聡） それでは、3点目です。この再編ビジョンの議会のほうへの報告、それからパブリックコメント等についての質問でございます。それについてお願いいたします。

教育委員長（後藤眞琴） 全議員協議会というんですか、それを開いていただいて、そこで御説明申し上げたいと思っております。その日時等については、これからこの再編ビジョンがもう少し固まったところで説明したいと思っております。

総務課長（伊勢 聡） パブリックコメントについては、いかがなものでしょうか。

教育委員長（後藤眞琴） これもやったほうがいいたろうという考えであります。

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。では、町長お願いいたします。

町長（相澤清一） 1点目の関係ですけれども、3月18日に答申書が出ました。それから今まで、そういうふうな環境整備の整備方針なりをきちんと策定をしていなかったというのは、少しおくらしているのかなと。私はここまでの何カ月かあるのだから、そこを何でしっかり固めておかなかったのかなと。むしろ固めておいてやったほうが早かったのに、私が考えるには、学校再編ビジョンを12月までに出不ければいけないから、どうしてもこの辺が優先的になったのかなと。そういうようなこと、手順を踏んでやっていたほうがむしろ説明がしやすいのかなと。私はそのように思いました。

それで、整備方針をしっかりと決めるに当たって、当然パブリックコメントなんかもあるだろうし、住民からの意見なんかも最終的な聞き方をして、しっかりと固めておいて再編ビジョンに入れば、一番非常におさまりがいいというか、住民への説明もしやすいのかなと思ったんですけれども、その辺の考えはなかったのかどうか。教育委員会としてそういう議論はなされたのかどうか。その辺お伺いしたいと思います。

総務課長（伊勢 聡） それでは、教育委員会からお願いします。教育委員長。

教育委員長（後藤眞琴） 先ほど説明いたしましたように、その明文化はしなかったんですけれども、整備方針、それは話し合いの中で、環境審議会からの答申なんかも話すときにも、その整備方針をみんなで話し合って理解した上でやっていて、町長さんが今指摘されましたように明文化しておけばいろんなところで論理的に説明して説得力があるようなことになったかと

は思うんですけども、これから明文化していきたいと思っておりますので、そういうところ
であります。

総務課長（伊勢 聡） 町長、今の説明を聞きまして。

町長（相澤清一） そうするのであれば、おくれらせながらしていただくのはいいんだけど
も、やはり後づけと言われるんですよね。これは、だったら後づけだ、何でも後づけだと言わ
れるので、その辺がちょっと私から厳しい意見を言ってみれば配慮が足りなかったのかなと。
もっと、3月から12月まであるんだから、その間におさまりのいいようにうまくやっていただ
ければ非常に説得力があるのかなと。再編ビジョンもその流れの中で、教育環境整備方針にの
とってつくったんだなというところが、一連の流れが明確に見えるような形になると思うん
ですけれども、その辺がどうだったのかなと。そう思います。

総務課長（伊勢 聡） 教育委員長。

教育委員長（後藤眞琴） 正直に申しますと、議会で、いつでしたか、（「全員協議会、去年
です」の声あり）去年の末までにこの整備方針を策定するということを答えているのをすっか
り僕は忘れていて、その明文化をしないできたので、この前の……

総務課長（伊勢 聡） 済みません、後藤委員長、お話しのところ済みません。ことしの12月
までに策定すると議会で答えたのは再編ビジョンのほうでございまして、昨年3月に学校環
境審議会から答申があったわけですが、それについても昨年の9月までという回答を全員協議
会でしているところでございます。

教育委員長（後藤眞琴） そうですか、昨年の9月ですか……、までに策定すると。

総務課長（伊勢 聡） ですから、町長が先ほど来申し上げているのは、基本方針にのって
てその下にぶら下がるものが再編ビジョンではないかということでございます。

教育委員長（後藤眞琴） そのとおりだと思います。ただ、教育委員長としての僕がすっかり
忘れていまして、それで明文化しないで、みんなで了解はしているんですけども明文化しま
せませんでした。その点は深く反省します。

総務課長（伊勢 聡） 教育長。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） この学校教育環境整備方針につきましては、確かに文書と
して今日お示しはできませんでした。ただ、教育委員会の定例会を月1回、場合によっては臨
時会もやってきましたが、その協議の中で学校教育環境整備については継続協議で毎回話はや
ってきました。その方針について全然話し合いをしないでこの再編ビジョンを策定したわけ
ではございません。言いわけになろうかと思いますが、この環境整備について毎回継続協議とい

うことで、実態を踏まえながら、方針を見定めながら、こういった再編ビジョンの策定に向けて話し合いを進めてきたという、そのことについては御理解いただきたいと思います。

総務課長（伊勢 聡） 町長。

町長（相澤清一） わかりました。これからやはり教育環境審議の策定の骨子、それをしっかりとつくっていただいて、再編ビジョンに乗っけるような形で説明をしやすいように、そういうような方向づけを、これからいろいろとありますけれども、その辺の手續を怠らないようにお願いしたいと思っております。

総務課長（伊勢 聡） それでは、協議事項の3点目について、そのほか御意見や御質問等ございますでしょうか。ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、これをもちまして全ての協議事項について調整が終わったわけですが、そのほかについて何か御意見や御質問はございませんでしょうか。町長。

町長（相澤清一） 今、お話しいただいた件なんですけれども、再編ビジョンの10ページの実施方法、再編に係る人的配慮の関係ですけれども、この辺は非常に捉え方が難しいと思うんですけれども、これから保護者への説明、意見交換、さまざまな形であったときに、町がどうかかわっていくかというのを、教育委員会でこれは再編ビジョンでまとめていただいたんですけれども、どのような形で、町が積極的に前に出れば財政的なことの絡みでどうしてもリードしていくような格好になりますし、いかないでいけばいかないで、例えば財政的なことを聞かれたときにはわかりませんと戻ってこなければいけないし、その辺関係課両方で、やっぱり出ていくにしても出ていかないにしても、しっかりとコンタクトをとってやっていかないと住民への説明が不十分になるから、その辺はしっかりと配慮してお互いに協議をして、そうやってこれから進めるということを確認していただければと思います。

総務課長（伊勢 聡） 今の町長からの意見について、後藤委員長、何かございましたならば。

教育委員長（後藤眞琴） 僕もそのとおりだと思います。それで、教育委員会だけで説明する場合には、財政的なところは責任を持ってませんので、財政的なところを説明できるような体制で組んでいただければと思っております。

総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。それでは、今後、教育委員会部局、そして町長部局が密に連携をとって進めていくということで確認をさせていただきます。

日程第4 その他

総務課長（伊勢 聡） それでは、そのほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようでございます。

日程第5 閉会

総務課長（伊勢 聡） それでは、次回の総合教育会議の開催日程等につきましては、教育委員の皆様方へは事前に教育委員会事務局を通じて御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回美里町総合教育会議の一切を終了いたします。

大変お疲れさまでございます。

午前11時 閉会

上記、会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年 月 日
